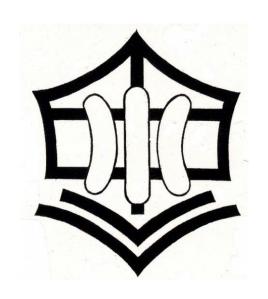
甲賀市立甲南第二小学校いじめ防止基本方針



令和7年4月1日 甲賀市立甲南第二小学校

目 次

1. はじめに1	۱ -
2. いじめの定義	۱ -
3. いじめの禁止1	<u>l</u> -
4. いじめ防止等のための組織	2 -
◎ 生徒指導体制	2 -
5. 学校全体としての取組	2 -
学校の基本姿勢	2 -
(1) いじめ防止のための取り組み	2 -
(2) いじめの早期発見	3 -
(3) いじめへの対処	3 -
(4) 家庭及び地域との連携	3 -
《家庭》	3 -
《地域》	3 -
(5) 関係機関との連携	
6. 重大事態への対処	1 -
(1) 重大事態の意味について	1 -
(2) 事実関係を明確にするための調査の実施	1 -
7. 基本方針の見直し	1 -
8. いじめ防止等に向けての年間計画	5 -
本校のストップいじめアクションプラン	

甲賀市立甲南第二小学校 いじめ防止基本方針

令 和 7 年 (2025年) 4月 1日 甲賀市立甲南第二小学校長 中村 尚子

1.はじめに

児童のいじめ問題について、学校は日々の学校生活の中で、常に児童の様子に気を配り、児童の話にしっかり耳を傾けるなど、教職員としての自覚のもとに組織として関わっていくことは言うまでもないことである。平成25年9月28日に施行された、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、本校でも、いじめ防止等に関する基本的な方針(以下「学校の基本方針」という)を策定している。今年度も、一部を見直して改めて本校の基本方針を示す。

いじめ問題への取組は、県、市、学校、地域住民、家庭、その他関係者の連携のもとに、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

またいじめは、全ての児童に関する問題であることから、いじめ防止等の対策は、全ての児童が 安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、行われ なくなるようにしなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童自身が十分に理解できるようにしなければならない。

2.いじめの定義

- 1 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校において、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット等を通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 3 「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。
- 4 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団 (グループ) などをいう。
- 5 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを 無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのようで あっても、いじめられている児童生徒の感じる被害性による見極めが必要である。

3.いじめの禁止

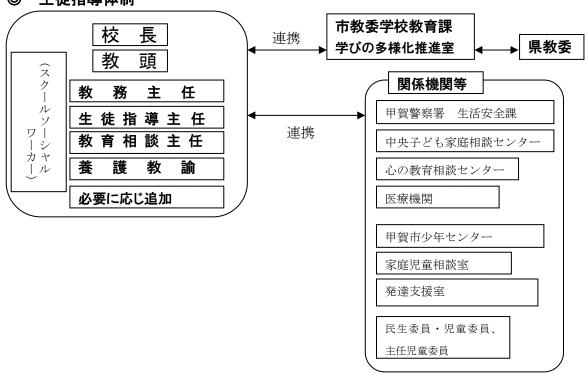
児童生徒は、いかなることがあろうともいじめを行ってはならない。また、いじめが行われているのを周りで見たり、聞いたりしたときは、速やかに周りにいる教職員、保護者、地域の大人に相談をすること。

4.いじめ防止等のための組織

「いじめ」はいじめられた児童の立場になって問題の解決に当たらなければならない。そのためには、児童本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第20条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」、本校では、「いじめ対策委員会」を活用して行う。

また、その組織体制は、以下の組織図による。この組織は、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとする。

◎ 生徒指導体制



5.学校全体としての取組

学校の基本姿勢

校内研修をはじめ、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組(職員会議の議題にあげて協議する等)をするとともに、いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践していく。こうした取組を徹底しながら、絶えず情報交換をしつつ、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、PDCAサイクルを通して取組の充実を図っていく。

(1) いじめ防止のための取り組み

いじめの防止については、学校教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、日々の活動の中で一人ひとりをしっかりと見とれる取組を進める。

- ① 児童等の豊かな情操と道徳心を培う。(道徳や総合学習の時間の有効活用)
- ② 児童があらゆる活動の中で、自己有用感や自己存在感がもてる取組を進める。(個々の児童が自己存在感を感じる手立ての工夫・・・出番を与える機会を増やす。)
- ③ 道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。
- ④ 学級活動の充実(お互いが意見を言え、また聞ける集団づくり)

- ⑤児童等に対して、いじめの傍観者とならず、いじめをやめさせるための行動をとることの重要 性を理解するための取組を行う。
- ⑥ 学校は、児童等がいじめを許さない学校風土づくりを促進するための主体的な活動を支援する。
- ⑦ インターネットやスマートフォン等の利用に係る危険性を児童等や保護者に周知する。

(2) いじめの早期発見

いじめは、迅速な対応が求められる。そのためには、全ての大人が連携して、児童生徒の些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、早い段階に的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知して取り組む。

- ① いじめの早期発見のための、定期的なアンケート調査や教育相談の実施。
- ② さまざまな電話相談窓口等の周知により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ③ 地域・家庭・関係機関と連携して児童を見守っていく。(個別懇談会や地域会議での連携)

(3) いじめへの対処

いじめが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、事情を聞き取り、さらにいじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。

- ① 学校として組織的に対応する。(校長を中心とした職員の連携)
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談を行う。
- ③ 事案に応じて、関係機関との連携を図る。

(4) 家庭および地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭と連携する。 また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるよう、学校と地域、家庭 が組織的に連携・協働する体制を構築する。

《家庭》

学校と保護者とが一体となって取り組むため、校報『やまびこ』や、学年通信等の情報発信を行い、学校の情報を見逃さないように気を配る。家庭でも、保護者に意識してもらえるよう「子どもたちのSOSをキャッチしよう」等を配布し、保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期段階で阻止できるよう取り組む。また、家庭での子どもの様子を伺いながら、現代に生きる子ども達が抱える問題に共通認識で対応できる取組を図る。

- ① 学校と保護者とが情報を共有する。
- ② 家庭でのいじめの気づきのための取組を進める。
- ③ PTAの活動で「いじめ未然防止」等の研修会の実施。

《地域》

学校長の諮問機関である年間3回の『学校評議員会』において、学校が抱える問題を議題として話し合いを行う。特に、いじめについては様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進め、ときには協力を仰ぐ。

また、主任児童委員をはじめとして、民生委員・児童委員等の協力を仰ぎながら、地域での子育ての在り方や、親子での取組等を通して、地域としての子どもへの関わりを深めてもらう。

- ① 学校評議員会への働きかけを進める。
- ② 地域へのいじめ防止等への周知を進める。『学校と民生委員・児童委員と主任児童委員との 懇談会』の開催・・・学期に1回
- ③ 地域の関係団体との連携を進める。・・・補導委員会、安全対策委員会、等

(5)関係機関との連携

いじめ問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより、関係機関(警察、児童相談 所、医療機関、法務局等)との適切な連携が必要である。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り 扱われるべきものであると認められる場合は、早期に警察に相談する。特に児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報する。なお、その際には、教育的配慮、被害者の意向配慮も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報し対応する。

- ① 市教育委員会や関係機関による取組との連携を図る。
- ② 児童への学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図る。

6. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったことである。国が示した「いじめの重大事態の 調査に関するガイドライン」に従って適切に対処する。

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などである。
- ②「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
- 不登校の定義を踏まえ、年間<u>30日</u>を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席 しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手する。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会 とも連携し調査等にあたる。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態に至たる要因となったいじめ行為が、

- ・いつから(いつ頃から)か
- 誰から行われたか
- どのような態様だったのか
- ・いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係の問題点は何か
- 学校教職員がどのように対応したか

こうした客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、調査は、累積性、複合性について、過去に遡ってや周辺調査とする。<u>この調査は、学校と</u>市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、争訟等への対応を目的としない。

調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとする。

7. 基本方針の見直し

随時基本方針は見直し、より実効性のあるものとしていく。

・2025年(令和7年)4月1日(見直し)実施。

8. いじめ防止等に向けての年間計画

令和7年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」(甲賀市立甲南第二小学校)

月	教職員・児童の取組や活動	PTA・地域の取組や活動
4	□年度当初の教職員の本校の「いじめ防止」対策マニュ	△◇PTA、区長会、老人クラブ「延寿会」に学
月	アルの確認と研修	校の「いじめ対策」を説明
	○学級目標の中に「いじめ」についての決意を入れる	△◇各種団体に朝夕の立番の依頼と実施
	□生徒指導(いじめ対策)委員会の開催	◇学校運営協議会
5	○□学級活動で「いじめゼロ」について話し合う	▲PTA 総会で「いじめ」研修会の実施
月	□校内研修会の開催	(◇第二小学校学区民会議開催)
	□生徒指導(いじめ対策)委員会開催	△◇朝夕の立番
6	●「そまっこ集会」で各学年から「いじめゼロ」の決意表明	△◇朝夕の立番
月	□QU 調査 ■教育相談週間(職員が児童ら学校生活についての	
	悩み等を聞く) 1 学期「児童(いじめ)アンケート」の実施	
7	□生徒指導(いじめ対策)委員会開催	◇民生委員・児童委員と主任児童委員懇談会
月		◇学校運営協議会 ◆地区別懇談会
8	□QU 診断による研修会	△◇補導活動
月		
9	○2学期の学級目標の見直し。	△◇朝夕の立番 ▲個別懇談会
月		◇地域安全対策委員会出席
10	●児童会いじめストップ運動の実施	△◇朝夕の立番
月	■教育相談週間2学期「児童(いじめ)アンケート」の実施	◇学校運営協議会
11	□生徒指導(いじめ対策)委員会開催	△◇朝夕の立番
月		
12	●笑顔やさしさ集会(お互いの人権について決意表明)	△◇朝夕の立番
月	□QU 調査	◇学校運営協議会
1	□QU 診断による研修会	△◇朝夕の立番
月	■3学期「いじめアンケート」の実施	
2	●「そまっこ集会」で各学年からの取り組み報告	△◇朝夕の立番
月	■教育相談週間3学期「児童(いじめ)アンケート」の実施	◇学校運営協議会
	□生徒指導(いじめ対策)委員会でマニュアルの検討	
3	□生徒指導(いじめ対策)委員会	△◇朝夕の立番 ◇学校運営協議会
月		◇地域安全対策委員会
		◇民生委員・児童委員と主任児童委員懇談会
年	□児童(いじめ)アンケートの学期毎の実施	△◇朝夕の立番
間	□毎週の職員の打ち合わせ、職員会議で各担任より気に	◇学校運営協議会の学校参加
を	なる児童を伝え合い、職員全体での共通理解	
通	□特別支援会議で学級の様子を共有	
L	□いじめ防止対策委員会 □○こころぽかぽかタイム実施	
て	□にこにこ笑顔デー 月1回実施 人権に関する講話	
	□いじめ防止対策委員会 □日々の声かけ	

□:教職員の取組や活動○:児童生徒の取組や活動△:РТАの取組や活動◇:地域の取組や活動

(特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆のマークを付ける)